

規制影響分析書

規制の名称	相互承認協定に基づき登録外国適合性評価機関から認証等を受けた者及び機器に対する電波法及び電気通信事業法の義務・監督規定の適用	
担当部局	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課 電話番号： 03-5253-5905 e-mail: mra2006@soumu.go.jp	
評価実施日	平成19年3月27日	
規制の内容・目的	特定機器(通信端末機器等)に係る適合性評価手続の結果の相互承認にあたって、特定機器の原産地及び供給者の所在地を問わず他方の締約国の適合性評価機関が実施する適合性評価の結果を受け入れるという義務を履行するため、総務大臣は協定締結国における登録外国適合性評価機関から認証等を受けた者に対して報告徴収及び立入検査等ができることとする。	
根拠条文	特定機器に係る適合性評価の外国との相互承認の実施に関する法律 第31条～第34条	
想定され得る選択肢	◆選択肢1: 現状維持	◆選択肢2: 相互承認協定に基づき登録外国適合性評価機関から認証等を受けた者及び機器に対する電波法及び電気通信事業法に規定する義務・監督規定の適用
期待される効果	効果の要素	選択肢1の場合
	利用者利益の保護	基準に適合しない製品の流通・使用が発生した場合、登録外国適合性評価機関から認証等を受けた者に対して改善命令や回収命令等の措置を講ずることが出来ないことから、電気通信回線設備の損傷、他の利用者への迷惑の防止、無線通信への混信・妨害の防止が確保されない。
想定される負担	効果の要素	選択肢2の場合
	実施に要する負担(行政コスト)	現状どおり。
	実施により生じる負担(遵守コスト)	現状どおり。
	その他の負担(社会コスト)	基準に適合しない製品の流通・使用が発生した場合、改善命令や回収命令等の措置を講ずることが出来ないことから、電気通信回線設備の損傷、他の利用者への迷惑、無線通信への混信・妨害が発生し、重要通信や企業活動、国民の生命・安全等に支障を及ぼすおそれがある。
各選択肢間の比較	上記の様に、当該法令を遵守する登録外国適合性評価機関から認証等を受けた者に係る新たなコストは、機器が設計に合致しているか検査する義務及び当該検査の記録を保存する義務を履行するためのもので限定的である。一方、規制を設けることにより電気通信回線設備の損傷、他の利用者への迷惑の防止、無線通信への混信・妨害の防止が確保されるという大きな効果が期待されることから、選択肢2を採用するのが適当であると考えられる。	
備考		